

寄附金の税優遇について

当協会へのご寄附は、特定公益増進法人への寄附金として、所得税・法人税の税制上の優遇措置があります。また、一部の自治体では、個人住民税の寄附金税額控除の対象となります。

1 個人の寄附の場合

●所得税（所得税法 78 条）

その年に寄附した金額の合計（寄付額が年間総所得額等の 40% を超えるときは 40% 相当額）から 2 千円を差引いた額が控除されます。

事 例：

年中の総所得金額が 600 万円、寄附金の合計額が 20 万円の場合、 $20 \text{ 万円} - 2,000 \text{ 円} = 19 \text{ 万 } 8,000 \text{ 円}$ が、総所得金額より控除できます。（控除額 19 万 8,000 円は、総所得金額 $600 \text{ 万円} \times 40\% = 240 \text{ 万円}$ の限度内となりますので、19 万 8,000 円全額が総所得金額からの控除対象となります。）

●個人住民税

当協会は埼玉県条例において控除対象とされておりますので、埼玉県の条例指定対象寄附金となり、県民の方は県民税の控除（4%）の適用を受けることができます。

また、当該寄附金がお住まいの自治体が指定した控除対象寄附金にも該当する場合、市町村民税の控除対象となります。

県民税から（寄付額 - 2 千円）× 4% に相当する額

+

市町村民税から（寄付額 - 2 千円）× 6% に相当する額

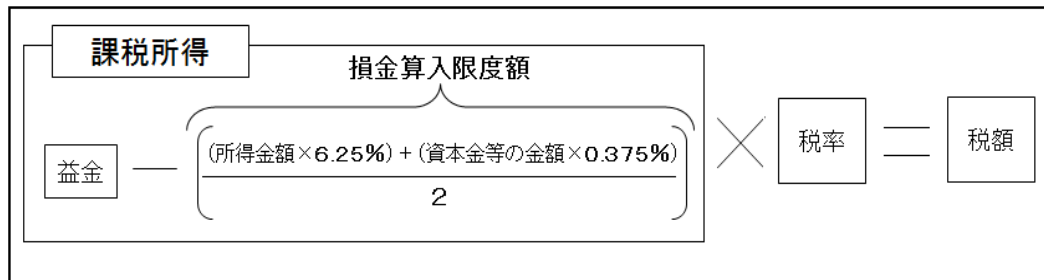
※寄附金税額控除の対象となる寄付金の上限は、総所得金額等の 30% までです。

※各自治体の税額控除については、お住まいの自治体までお問合せください。

2 法人の寄附の場合

次の計算式を限度として、一般の寄附金の損金算入限度額（※）と別枠で寄附金の損金算入ができます。

(所得金額の 6.25% + 資本金等の額の 0.375%) × 1/2



(※) 一般の寄附金に係る損金算入限度額

$$\frac{(\text{所得金額} \times 2.5\%) + (\text{資本金等の金額} \times 0.25\%)}{4}$$